

# コンプライアンス規程

## (目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人子どもの環境を守る会 Jワールド(以下「この法人」という。)におけるコンプライアンスの統制方針、体制、行動規範を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 コンプライアンスとは、法令、条例、規則等、明確に文章化された社会ルールの遵守をいう。

## (適用範囲)

第3条 本規程は、当法人の役員・職員(常勤・非常勤)に適用する。

## (推進体制)

- 第4条
1. 理事長は、本規程の実施・運営のため「コンプライアンス委員会」を設置し、その責任者に、コンプライアンス担当理事を任命する。
  2. 事務局が本規程を運営する。

## (内部通報制度)

- 第5条
1. 法令、条例、規則や本規程で禁止されている行為が行われている、またはその疑いがあるという情報(以下、リスク・コンプライアンス情報)に接した役員・職員が、その情報をコンプライアンス担当理事に直接提供することができる内部通報制度を構築する。
  2. 内部通報制度等を通じてリスク・コンプライアンス情報を受け取ったコンプライアンス担当理事は、迅速、かつ適切にコンプライアンス委員会に報告する。
  3. 内部通報者のプライバシーを保護し、通報者の利益を図る。
  4. 誠実かつ正当な目的でリスク・コンプライアンス情報を提供した役員・職員に対し、情報提供を行ったことを理由に、不利益な取扱いを行わない。

## (行動規範)

- 第6条
1. 子どもたちとその保護者(以下、顧客)への対応
    - ① 法令および契約を遵守するとともに、顧客のニーズを尊重し、顧客満足を心がけるとともに信頼されるNPOとして専門性の高いサービスを提供しなければならない。
    - ② サービスの提供、アフターサービスにおいては、行政機関の定めるガイドラインを遵守すること。
  2. 業務の遂行
    - ① 個人の基本的な人権と多様な価値観、個性、プライバシーを尊重し、人種、宗教、性別、国籍、障害、年齢等に関する差別的言動、暴力行為、各種ハラスメント、いじめ等の人格を無視する行為を行わないこと。

- ② 自らの成果領域と責任権限に基づき業務を遂行する。また、バウンダリー意識の向上のために自ら訓練に努めること。
- ③ 良識を兼ね備えた、自立した社会人としての責任をもって行動するよう努めること。
- ④ 安全で快適な職場環境を実現し、労働災害の防止に努めること。

### 3. 情報の管理

- ① 誠意をもって全ての顧客に公正かつ公平に接すること。
- ② 法令遵守はもとより、健全な精神、社会通念に従った活動を行うこと。
- ③ 個人情報に関する取扱いは、別に定める「個人情報保護規程」によるものとする。

### 4. 法人情報・法人財産の尊重

- ① 在職中または退職後を問わず、法人情報を所定の社内手続を経ないで開示、漏洩しないこと。
- ② 在職中または退職後を問わず、法人情報を不適正に利用することにより、法人に損害を与える、あるいは自己もしくは第三者の利益を図ることをしないこと。
- ③ 入社前に知得した第三者の情報で、当該情報につき守秘義務を負っている場合、当該第三者の情報をこの法人に開示しないこと。
- ④ 個人情報を保護し、その収集、利用、管理にあたっては、適正な方法で行うこと。
- ⑤ この法人の財産を私的に流用しないこと。

### 5. 広報・広告活動において

- ① 客観的事実に基づき誠実に広報活動を行うこと。
- ② 外部広報活動においては、関係する地域の顧客、会員、地域社会からの正しい理解を得るために適切な方法を選定すること。
- ③ 新聞・雑誌・テレビ等の報道関係者や会員、金融機関等と接触し情報を開示する場合は事前に所定の社内手続きを得ること。
- ④ 顧客に対し、この法人の知名度向上を図り、また、この法人に対する人々の好意と信頼を獲得することにより、健全な事業発展の環境作りを行うこと。
- ⑤ 他を誹謗したり、品位の劣る表現を用いたりすることによって、自らの優位性を強調しないこと。
- ⑤ 政治については広告表現の対象とせず、また、人種差別、障害者差別等を想起させ、人間の尊厳を傷つけるような表現を用いないこと。

#### (懲戒処分)

第7条 法令またはこの法人の規程の違反行為を行った職員に対しては、就業規則に従い、懲戒処分に付する。

(教育研修)

第8条 この法人は、役職員に対して、法令遵守に関する教育・研修を計画的に実施する。

なお、当該教育・研修には、下記法令に関する教育・研修を含むものとする。

1. 個人情報保護法
2. 雇用機会均等法
3. 労働基準法

(改廃)

第9条 本規程の改廃は、コンプライアンス委員会で事前に協議した上で、理事会の承認を得て効力を発するものとする。

附 則

この規程は、令和2年10月20日より施行する。(令和2年10月19日理事会議決)